

皇學館大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、外部研究資金の適正な運用・管理を進め、研究活動における不正行為を防止するため、本学における責任者等の責任範囲と権限、及び運営・管理体制を以下のとおり定める。

①. 管理責任体制

① 最高管理責任者

本学における外部資金の適切な運営・管理及び公正な研究活動の推進について最終的な責任を負う者とし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って外部資金の適切な運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

② 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、本学における外部資金の適切な運営・管理及び公正な研究活動の推進について本学を統括する実質的な責任を負う者とし、事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

③ コンプライアンス推進責任者

コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、及び大学事務局財務部長とする。各部局におけるコンプライアンス教育の実施及び受講状況の把握を行い、統括管理責任者へ報告する。また、外部資金の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示する。

研究活動の管理運用体制におけるコンプライアンス推進責任者は、研究倫理教育の実施等の管理監督の権限を持つ者とし、各学部長、各研究科長、附属図書館長、教育開発センター長、研究開発推進センター長、学生支援部長及び研究開発推進センター事務長をもって充てる。

④ コンプライアンス推進副責任者

各学科主任とし、コンプライアンス推進責任者とともに、自己の部局内におけるコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理する。大学院については、コンプライアンス推進責任者が兼ねる。

⑤ 研究倫理教育責任者

研究倫理教育に責任を持つ者とし、任務については研究活動の管理運用体制におけるコンプライアンス推進責任者が兼ねる。

②. 不正防止計画

本学では、外部研究資金の不正使用及び研究活動の不正行為を防止するため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
責任体系が不明確で、周知が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の管理体制を明確にし、随時各責任者に対し意識の向上を図る。 ・公式ホームページ等で管理体制を機関内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
研究費の使用ルールが分かりにくい、知らない、理解されていない	会計処理や事務手続きの処理について外部研究資金使用ハンドブックを作成し、研究に携わる研究者や事務職員に配布する。科研費等の使用ルールに関して研究者向けに学内説明会を開催する。
コンプライアンスに対する意識が低い	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進責任者によって、コンプライアンス研修を実施し、受講状況・理解度を把握する。理解度の高くない者に対しては確実にフォローアップを行う。 ・外部研究資金を使用する研究者については、遵守すべき事項を記載した「誓約書」の提出を義務付ける。
研究不正に対する認識が甘い	外部研究資金ハンドブックに研究不正の内容や研究費の不正使用の具体例を掲載し、どのような行為が不正に該当するか周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正発生要因	不正防止計画
不正防止計画が理解されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・不正発生の具体的な要因や背景の把握に努め、より具体的な不正防止計画を策定し実施する。 ・内部監査及びモニタリングの結果を活用し、問題点あれば随時ルールの見直しを検討し、変更点は全ての構成員に分かりやすい形で周知する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
研究者自身による発注	研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による一定金額以下の発注を認め、ルールに基づき運用する。
発注段階で支払財源が特定されていない	発注段階で支払財源が特定されるよう、予算の執行状況を遅滞なく把握するよう指導を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
取引業者と研究者との必要以上に密接な関係	本学の構成員と業者との癒着を防止するため、取引業者には不正対策に関する本学の方針及びルールを周知徹底する。
予算執行が年度末に偏る	・事務職員が予算執行状況を確認し、研究計画の遂行に問題がないか、研究者に確認する。 ・研究費の繰越制度や、研究費の返還によるその後の採択等への影響がないことなどを周知する。
研究者が検収体制について十分に認識していない	・特殊な役務契約(機器の保守・点検等)については、取引業者へのヒアリング等の確認手続きを実施する。 ・換金性の高い物品については、公的研究費で購入したことを明示し、物品の所在を明らかにする。 ・金額にかかわらず、物品等は原則、事務職員による現物確認にて納品書と照合・検収する。
出張計画の実行状況等を把握できていない	・事前に詳細な出張計画の提出を求める。 ・宿泊を伴う出張の場合は、出張報告書に宿泊証明書の添付を義務付ける。 ・用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
アルバイト雇用者等の勤務管理が不十分	・アルバイト雇用者の一部を対象に事務職員が勤務実態についてヒアリング等を行う。

5. 研究活動の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
論文の公表前チェックが不十分	・剽窃チェックシステム「iThenticate」で、研究者自身で事前チェックを実施する。
研究業績が自己申告	・教員評価委員会にて客観的に研究者の業績等を評価する。
研究倫理意識の欠如	・コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施計画に基づいた、定期的な研修会への参加、e-ラーニング教材(eL CoRE)受講を義務付ける。

6. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
通報窓口が分かりにくい	・大学ホームページ及び研究開発推進センターホームページにおいて公益通報窓口の連絡先を公表する。 ・外部研究資金使用ハンドブックに公益通報窓口の連絡先を記載する。
研究活動におけるルール等について、相談窓口が分かりにくい	・研究開発推進センターホームページにおいて、研究活動における相談窓口は研究開発推進センターであることを周知し、研究活動においてルール等に抵触するかどうか指導・助言を行う。

7. モニタリングのあり方

不正発生要因	不正防止計画
適正なモニタリングができていない	・外部研究資金の適正な運営・管理を徹底するために、監査室は、研究開発推進センター及び会計担当と連携し、モニタリングを行う。 ・監査室による内部監査結果を、不正防止計画の改善に活用する。